

第3期本宮市地域福祉計画・ 第3期本宮市地域福祉活動計画 (成年後見制度利用促進計画・再犯防止推進計画)

概要版

令和6年度～令和10年度

▶ 地域福祉とは？

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現するため、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係を作って持続していくことです。

地域における様々な課題の解決に向けて、市民自らの努力（自助）や、市民同士や地域における助け合い（互助）、介護保険や医療、年金など制度化された相互扶助（共助）、行政・公的制度（公助）による支援など、それぞれが連携しあって取り組んでいくことが必要です。

自助

「自分や家族で
できることは自分で」

互助

「自分では
解決できない問題は
隣近所（住民活動）で」

共助

「介護保険に代表される
社会保険制度・
サービスを活用して」

公助

「個人・家族や地域で
解決できない問題等は
行政（公的制度）で」

▶ 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは？

地域福祉計画

地域福祉計画は、市民に最も近い市が、地域福祉推進の主体である市民等の参画を得ながら、地域の様々な課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などを、総合的、計画的、横断的に推進するための計画です。

地域福祉 活動計画

地域福祉活動計画は、地域福祉計画における基本理念、基本目標、基本方針を同じくしながら、地域住民やボランティア団体等と協力して、具体的な地域福祉活動を推進するために策定する民間の活動・行動計画です。

Point!

近年、少子高齢化が深刻化し、急激な人口減少社会が到来している中、単独世帯の増加や価値観・ライフスタイルの変化等により、地域におけるつながりが薄れ、助け合いや支え合いの機能が低下しています。

地域において、困難を抱えているにも関わらず、誰にも助けを求めることができない方や、支援に結びつかずに問題が深刻化している方など、様々な課題を抱える方も増加しています。

そうした様々な課題を抱えながらも、地域住民が共に支え合い、助け合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現するために、本宮市と本宮市社会福祉協議会では、これまで別々に策定を行っていた「本宮市地域福祉計画」と「本宮市地域福祉活動計画」を「本宮市地域福祉計画・本宮市地域福祉活動計画」として一体的に策定し、相互に連携を図りながら、地域福祉の取り組みを推進するものとしています。

また、本計画には、認知症や知的障がい等により、様々な判断が難しい高齢者や障がいのある方の権利や財産を守るため、成年後見制度の適切な利用を促進する「成年後見制度利用促進計画」と、犯罪をした人等の社会復帰を支え、市民の犯罪被害防止を推進する「再犯防止推進計画」をあわせて策定するものとしています。

計画の基本的な考え方

地域福祉を推進し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現するためには、行政や社会福祉協議会だけではなく、市民の皆さんと一緒に取組んでいく必要があります。

第3期本宮市地域福祉計画・第3期本宮市地域福祉活動計画では、次の「基本理念」「基本目標」「重点的に取り組む施策」に従って、「市民や地域」「社会福祉協議会」「行政」がそれぞれ取り組むことを定めています。

基本理念

「共に支え合う仕組みがあり、
みんなが助け合いながら安心して暮らしているまち」



基本目標

基本目標 1 地域に暮らす市民が、共に助け合い、支え合うための人・活動づくり

福祉の心の育成や地域を支える担い手の育成、地域での支え合い活動の推進など、共に助け合い、支え合うための人・活動づくりを推進します。

基本目標 2 地域に暮らす市民がつながり合う仕組みづくり

地域コミュニティの再構築のほか、地域における交流の場や機会の充実など、地域に暮らす市民がつながり合う仕組みづくりを行います。

基本目標 3 子どもから高齢者まで誰もが健康で安全・安心に暮らすことができるまちづくり

生きがいづくりや心身の健康づくりのほか、防災・防犯体制の充実や権利擁護の推進、虐待の防止、生活困窮者の支援体制の充実など、子どもから高齢者まで誰もが健康で安全・安心に暮らすことができるまちづくりを推進します。

基本目標 4 地域福祉を推進する体制づくり

市全体で包括的・重層的に受け止める相談体制の充実や情報提供、福祉サービスの充実を図るなど、地域福祉を推進する体制づくりを行います。

重点的に取り組む施策

重点施策1 福祉の心の育成

地域福祉を推進するためには、福祉の心を育む取組が必要です。地域に暮らす全ての市民が、共に助け合い、支え合う活動を自分自身が行動し、支援し、参加したいという「福祉の心」を育成します。

重点施策2 地域コミュニティの再構築

地域福祉活動を推進するためには、人と人とのつながりや顔の見える関係性の構築が重要です。あいさつやゴミ出しなどの近所付き合い、町内会等の地域活動のほか、行政区長や民生児童委員等、地域の担い手との連携・支援を図るとともに、一人暮らし世帯やひきこもり等、孤独・孤立につながる恐れのある世帯の見守り・支え合いのネットワークづくり等を通し、地域コミュニティの再構築を図ります。

重点施策3 防災体制の充実

東日本大震災や令和元年東日本台風の教訓のもと、自分自身の身を守る行動、家族を守る行動、そして自分の身の回りの人を守る行動が求められます。市民や地域では、避難場所の確認や防災訓練の実施、行政や社会福祉協議会などでは、関係機関との協力のもと、地域における防災体制づくりの働きかけ・支援を行い、防災体制づくりを推進します。

重点施策4 福祉サービスの充実

市民が住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、子ども・子育て支援や障がい者福祉、高齢者福祉など、分野ごとの計画で定められた福祉サービスの充実が必要です。こうした福祉サービスのほか、各制度の狭間で困難を抱える方を包括的に支援するため、保健・医療・福祉・地域等の関係者と連携し、協働による体制構築を図ります。





市民や地域の取り組み

- 福祉に関する正しい知識を身に付け、思いやる気持ちを育みましょう
- 地域のボランティア活動、学校等での福祉活動に参加しましょう
- 身近に困っている方がいたら、自分ができる手助けをしましょう
- 地域の方と交流できる行事やイベントに積極的に参加しましょう
- 地域で防災訓練を実施しましょう
- 子どもの登校時の声掛け(あいさつ運動)や防犯パトロールを強化しましょう
- 人権についての理解を深め、お互いを認め合いましょう
- 普段の話し相手や悩みごとの相談相手となりましょう など

社会福祉協議会の取り組み

- 中高生を対象とした福祉施設等での体験ボランティア活動を実施します
- 市内各地域において、子どもから高齢者まで幅広い年齢層のコミュニティの場となっているふれあいサロンに対し助成金交付や開催支援を行います
- 民生児童委員協議会やボランティア団体等の市内各地域の関係団体の参加協力を得ながら、子どもまつりを開催します
- 災害発生時において、災害ボランティアセンターを設置するとともにボランティア募集確保を図り、市と連携の上その運営を行います
- 民生児童委員及び福祉員と連携を図り、一人暮らしや高齢者世帯の見守り活動において防犯の注意喚起を行います など

行政の取り組み

- 学校及び関係機関と連携した福祉教育の推進を図ります
- 地域組織の活動の育成を支援します
- 子育て支援や多世代交流等の地域イベントを開催します
- ライフステージに応じた健康づくり、各種健(検)診等を実施します
- 災害時要配慮者情報の整備と避難行動要支援者への避難体制確立への支援を行います
- 防犯灯の整備、通学路の除草、除雪など安全な環境を確保します
- 人権や権利擁護、認知症などの理解に向けたPR・勉強会を開催します
- 子ども・子育て支援、障がい者福祉、高齢者福祉等の各福祉分野の計画に基づき、各種福祉サービスの充実を図ります など

※「市民や地域」「社会福祉協議会」「行政」が取り組む施策の一部を掲載しています



第3期本宮市地域福祉計画・第3期本宮市地域福祉活動計画

(成年後見制度利用促進計画・再犯防止推進計画)

令和6年度～令和10年度

概要版



本宮市 保健福祉部 社会福祉課
〒969-1151 福島県本宮市本宮字千代田 60 番地 1
電話 0243-24-5371 FAX 0243-33-6620



社会福祉法人 本宮市社会福祉協議会
〒969-1203 福島県本宮市白岩字堤崎 494 番地 22
電話 0243-24-7780 FAX 0243-24-7760